

## 別表 1

### 変更申請・変更報告区分

項 目	変更申請	変更報告	関係機関への通知	備 考
代表者・工場長等の変更		○		代表者の変更には登記簿謄本を添付
品質管理責任者の変更		○		各指定基準に準じた資格書類の添付
譲渡, 合併等により地位を承継することによる変更	○		○	会社名の変更・法人登記事項証明書を添付 ※参照
重要な設備の変更(設備の位置・改築・更新等)	○			工場立入調査にて確認 (図2参照)
工場名等の変更(工場の名称, 住所表示)		○	○	
自社管理工場の申請及び廃止	○		○	砕石工場に限る(図3参照)
社内規格の変更(製品の規格, 原材料, 品質管理手法等重要な社内規格の変更)		○		社内規格の新旧対照表, 新社内規格の添付
製品の追加	○		○	指定基準に適合するための品質管理書類等, 社内規格の新旧対照表, 新社内規格の添付

※「地位の承継」をした事実を登記法に基づく登記簿取得可能日または、上位法等の認可日から「2週間以内に」に提出すること。

上位法等とは、砕石では「採石法」等、再生砕石、アスファルト合材では「コンクリート廃材処理に関する関係法令に基づく届出の認可」等である。

図 1

指定申請（新規）の運用について

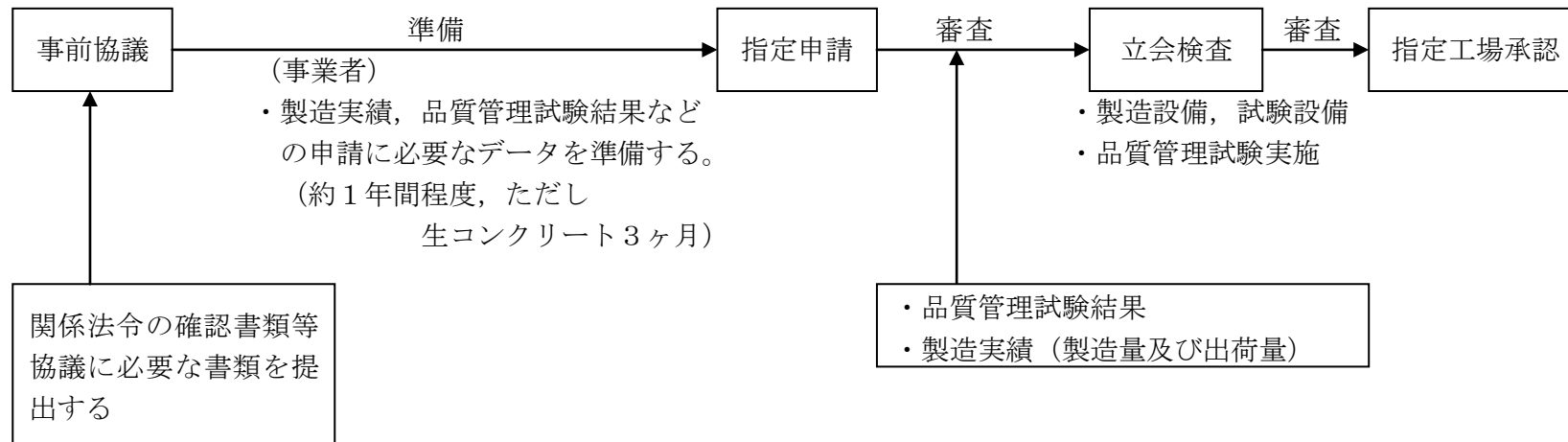


図 2

## 重要な設備の改築に伴う工場指定基準の変更申請の運用について

○重要な設備の改築に伴う変更申請の承認事務の効率化を図るため、手続きを下記のとおりとする。

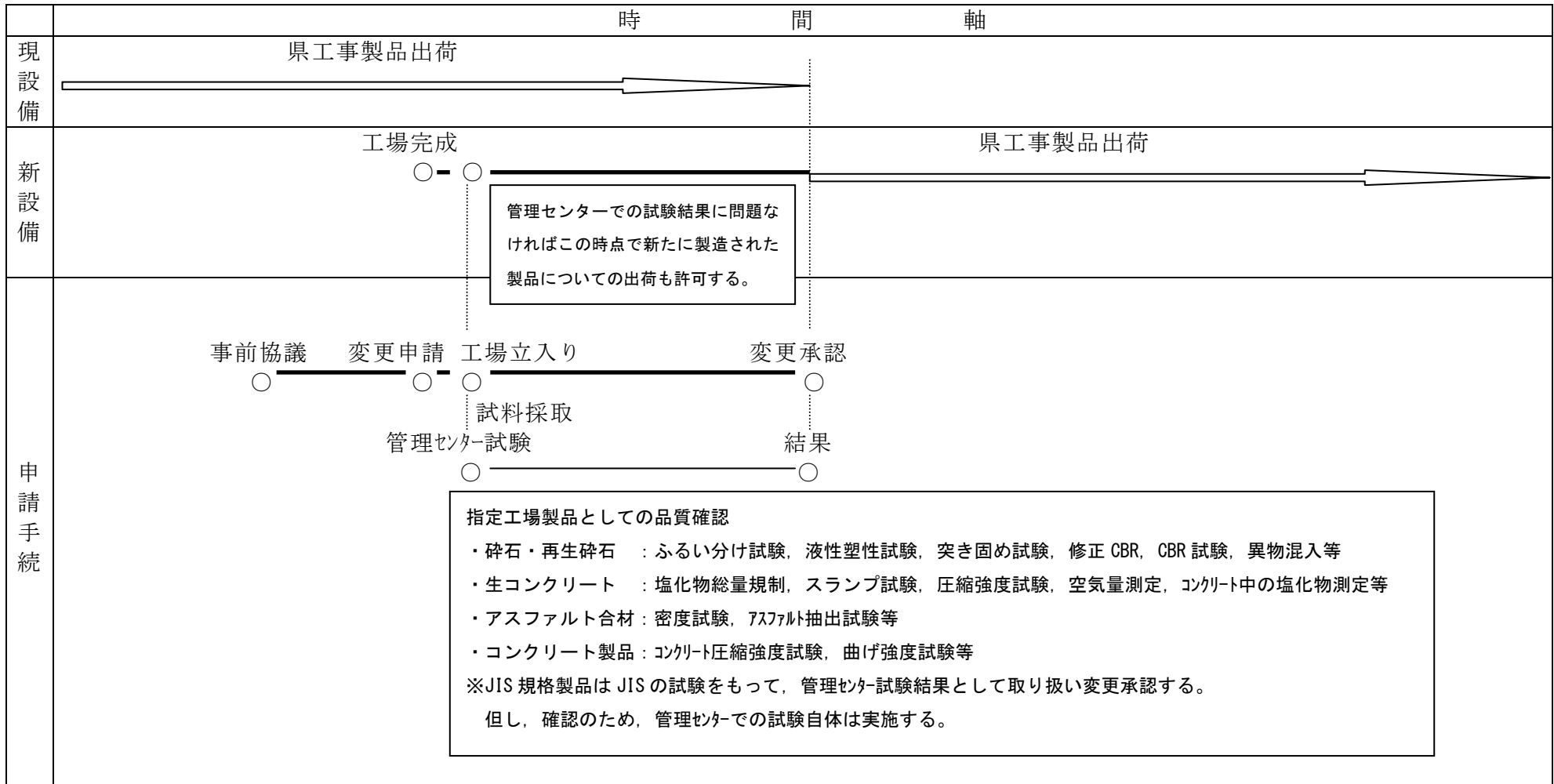


図 3

## 自社管理工場への変更申請の運用について

○自社管理工場への変更申請の承認事務の効率化を図るため、手続きを下記のとおりとする。

